

内容見本
(B5判縮小)

ODVに関するヒアリングシート (DL)

注意1: 以下は、「初回相談時のヒアリングシート」によるヒアリングが行われていることを前提としています。両方のヒアリングシートを合わせて事案の解決に向けて立ててください。

注意2: 下記ヒアリングシートは、DVの被害を受けている方から相談を受けた場合を想定しています。

DVに関するヒアリングシート

記入日: 令和 年 月 日
相談者: _____
記入者: _____

1 相談者の被害状況に関するチェック Check 1

1-1. あなたは、現在、配偶者からいわゆるDV被害を受けていますか。
 はい
 いつからですか。(年 月頃～)
 どのような被害を受けていますか。
 身体に対する暴力 生命又は身体に対する脅迫 性的暴力
 精神的暴力 その他の被害
 上記被害状況を具体的に教えてください(被害を受けた年月日、暴力等の具体的な態様等)。

 直近でDV被害を受けたのはいつですか。被害を受けた場所や暴力の内容を教えてください。
 被害日時: 年 月 日 時頃
 被害を受けた場所: _____
 被害内容: _____
 いいえ

1-2. DV被害を受けていることについての証拠はありますか。
 はい
 どのような証拠がありますか。(_____)
 いいえ

ODVに関するチェック事項一覧

チェック事項	ページ
Check 1 相談者の被害状況に関するチェック	64
① 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けている場合	64
② ①以外の被害がある場合	69
Check 2 相談者の生活状況・緊急性に関するチェック	71
① 別居している場合	71
② 同居している場合	75
Check 3 安全確保のための法的措置を取る必要性に関するチェック	79
① 法的措置を検討すべき場合	79
② DV防止法の保護命令を利用する場合	81
③ 民事保全法の仮処分命令を利用する場合	88

ODVに関するチェック事項の解説

Check 1 相談者の被害状況に関するチェック

Check 1 ① 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けている場合

相談者が、配偶者から暴力や脅迫を受けているとお話される場合には、丁寧に話を聴くことが大切なのはもちろんですが、その暴力や脅迫が、DV防止法の保護命令の対象となるものかどうかという点も意識しながらお話を聴き、整理していくとよいでしょう。

相談者が身体に対する暴力や生命又は身体に対する脅迫を受けている場合には、DV防止法の保護命令を利用できる可能性があります。

確認のポイント

1 被害の具体的な内容

被害の具体的な内容の確認はとても大切です。相談を聴く弁護士としては、相談者にとっては辛い記憶を喚起していただく苦しみや辛い過程であることを意識し、相談者がなかなか思い出せないといった場合でも、時間を掛けてゆっくりと思い出していただく過程に寄り添うことが大切です。もっとも、暴力や脅迫の被害を受けた事実を今後の法的手続きの中で主張していく場合には、抽象的な主張では足りず、具体的な主張が必要になってきますから、その点については、必要に応じて相談者に説明し、記憶喚起の必要性についての理解を得ながら相談を進めます。

相談者には、いつ、どこで、どのような暴力や脅迫を受けたのかを確認します。継続的な暴力や脅迫を受けている場合には、それがいつから続いているのか、頻度ほどの程度かについて確認します。

被害内容については、DV防止法の保護命令の対象になるかを意識して聴くとよいでしょう。保護命令の対象となる暴力は、身体に対する暴力であり、性的暴力・精神的暴力等は含まれないことに注意が必要です。脅迫については、生命又は身体に対する脅迫が保護命令の対象となります。

また、その暴力や脅迫が現在も継続しているか否かについても確認します。継続し

<トラブル回避方法>

今すぐに法的手続きを取らない事案であっても、将来、法的手続きを取る可能性に備えて、今後、暴力により受傷するようなどがあつた場合には、傷跡や腫れ、受傷部位の写真を撮ったりするなど客観的な証拠を残すようにする、その他暴力等を受けた場合にはその様子を書き留めるなどしてその被害状況をできるだけ詳細に記録化するよう教示します。

2 配偶者暴力相談支援センター又は警察署への相談の有無

(1) 相談実績の有無についての確認
 相談者が、配偶者からの暴力や脅迫について、配偶者暴力相談支援センター又は警察署に相談したことがあるかどうかの確認をします。

これらの機関への相談を行った事実があることがDV防止法の保護命令申立ての要件になっていることから(配偶者暴力法10条)、同申立てを行う場合にはその有無の確認が必要となります。まだ相談したことがない場合、今すぐに申立てを検討する事案でなくても、将来、申立ての可能性があるのであれば、いずれかに相談しておくよう教示します。

(2) 配偶者暴力相談支援センターに相談する場合

配偶者暴力相談支援センターに相談する場合ですが、同センターの機能を果たす機関の名称に「配偶者暴力相談支援センター」がついているとは限りません。名称が異なっても同センターの指定を受けている機関も多くあります。逆に、よく似た名前であっても同センターの指定を受けていなければ、保護命令の要件の同センターへの相談実績があることにはなりませんので、保護命令のことを意識して相談するのであれば、当該機関が配偶者暴力相談支援センターに指定されているかどうかの確認は必須です。同センターに関する最新情報は、内閣府男女共同参画局のウェブサイトの「配偶者暴力相談支援センターの機能果たす施設一覧」で確認することができます。

同センターでは、配偶者暴力の被害者の保護や自立生活の援助を行っていますので(配偶者暴力法3条)、保護命令の申立てを検討していかなくとも、相談者がこれらの保護や援助を受けたいと考えている場合には相談することが有益です。相談者が受けている被害内容が、身体的暴力や生命又は身体に対する脅迫ではなく、保護命令の対象とならない精神的暴力や性的暴力であったとしても、保護や援助を受けることが可能です。DV防止法3条3項が定める援助等の内容は、次のとおりです。

ヒアリングシートを活用した 離婚相談 聴取事項のチェックポイント

編著 久保田 有子 (弁護士)

相談者の状況を的確に把握するために!

離婚相談において聴取すべき事項を網羅したヒアリングシートを掲載しています!

ヒアリングシート中の留意すべき箇所をCheckで示し、確認すべきポイントやトラブル回避方法を解説しています!



購読者特典

ヒアリングシート(書式データ)は
新日本法規WEBサイトよりダウンロードが
できます!

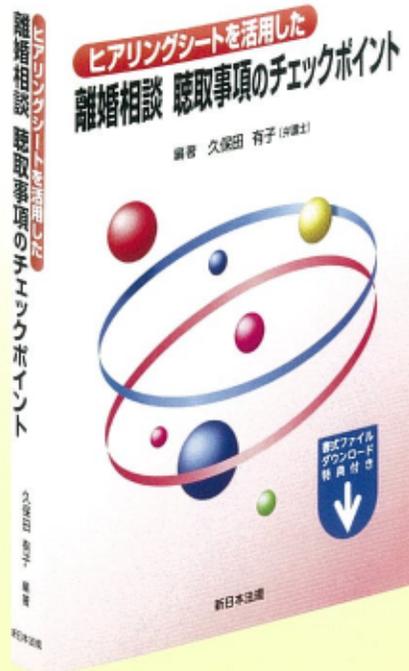
B5判・総頁390頁
定価5,500円(本体5,000円)
送料460円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日も可)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!! 〈電子版〉
定価4,950円(本体4,500円)



掲載内容

※ DL を付した書式は、新日本法規WEBサイトよりダウンロードできます。

第1編

相談の際に検討すべき事項

第1章 相談を受ける場合に心掛けるべきこと

第2章 初回相談時のチェック事項

- 総論
 - 初回相談時のヒアリングシート DL
 - 初回相談時のチェック事項一覧
 - 初回相談時のチェック事項の解説
- Check 1 配偶者との生活状況に関するチェック
- ① 既に別居しているか否か
 - ② 内縁・事実婚の場合
 - ③ 相談者・配偶者が外国籍の場合
- Check 2 子に関するチェック
- ① 子がいる場合
 - ② 子がいない場合
- Check 3 親族に関するチェック
- ① 離婚問題について親族の理解・協力が得られる場合・得られない場合
- Check 4 夫婦双方の離婚意思についてのチェック
- ① 双方に離婚意思がある場合
 - ② 一方当事者に離婚意思がない場合
- Check 5 離婚原因に関するチェック
- ① 不貞があったとき
 - ② 悪意の遺棄があったとき
 - ③ 3年以上の生死不明のとき
 - ④ 強度の精神病にかかり回復の見込みがないとき
 - ⑤ その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき
 - ⑥ 離婚を希望している側に有責性がある場合
- Check 6 収入・財産に関するチェック
- ① 相談者・配偶者の収入
 - ② 婚姻期間中に形成された財産
- Check 7 相談に来るまでの離婚協議状況のチェック
- ① 離婚についての協議を全くしていない場合
 - ② 離婚についての協議や調停を経ている場合

第3章 DVに関するチェック事項

- 総論
 - DVに関するヒアリングシート DL
 - DVに関するチェック事項一覧
 - DVに関するチェック事項の解説
- Check 1 相談者の被害状況に関するチェック
- ① 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けている場合

- ② ①以外の被害がある場合
- Check 2 相談者の生活状況・緊急性等に関するチェック
- ① 別居している場合
 - ② 同居している場合
- Check 3 安全確保のための法的措置を取る必要性に関するチェック
- ① 法的措置を検討すべき場合
 - ② DV防止法の保護命令を利用する場合
 - ③ 民事保全法の仮処分命令を利用する場合

第2編

離婚の際に検討すべき事項

第1章 離婚原因に関するチェック事項

- 総論
 - 離婚原因に関するヒアリングシート DL
 - 離婚原因に関するチェック事項一覧
 - 離婚原因に関するチェック事項の解説
- Check 1 不貞に関するチェック
- ① 一度の不貞があった場合
 - ② 長期間不貞が続いていた場合
 - ③ 不貞行為の宥恕をした場合
- Check 2 悪意の遺棄に関するチェック
- ① 配偶者が生活費を渡さない場合
 - ② 配偶者が同居しない場合
- Check 3 生死不明に関するチェック
- ① 配偶者の生死不明が3年未満の場合
 - ② 配偶者の生死不明が3年以上7年未満の場合
 - ③ 配偶者の生死不明が7年以上の場合
- Check 4 強度の精神病にかかり回復の見込みがないときに関するチェック
- ① 配偶者が統合失調症や、躁うつ病等の精神病と診断された場合
- Check 5 その他継続し難い重大な事由があるときに関するチェック
- ① 配偶者からの暴行(DV)・虐待がある場合
 - ② 配偶者から重大な侮辱(いわゆるモラハラも含む)を受けた場合
 - ③ 配偶者が仕事をしない場合
 - ④ 配偶者が浪費・借財をしている場合
 - ⑤ 配偶者が犯罪行為を行った場合
 - ⑥ 親族との不和がある場合(相談者側の不和・配偶者側の不和いずれも含む)
 - ⑦ 配偶者が過度の宗教活動をしている場合
 - ⑧ 配偶者が性的不能・性交拒否の態度がある場合
 - ⑨ 配偶者に性的異常行為がある場合
 - ⑩ 配偶者に重大な疾病・障害がある場合
 - ⑪ 配偶者との性格不一致・価値観の相違がある場合
 - ⑫ ①~⑩に当てはまらない事由がある場合

- Check 6 有責性に関するチェック
- ① 離婚を希望している側に有責性がある場合
 - ② 双方に有責性がある場合

第2章 親権・監護権に関するチェック事項

- 総論
 - 親権・監護権に関するヒアリングシート DL
 - 親権・監護権に関するチェック事項一覧
 - 親権・監護権に関するチェック事項の解説
- Check 1 現在の監護者・監護態勢についてのチェック
- ① 父母別居の場合
 - ② 父母同居の場合
- Check 2 父母の親権・監護権に関する考え方のチェック
- ① 双方が親権・監護権を希望する場合
 - ② 父母いずれか一方が親権・監護権を希望する場合
 - ③ その他の場合(親権と監護権分属の可能性がある場合)
- Check 3 保全処分を含めた子の引渡請求の要否に関するチェック
- ① 子の引渡請求を検討すべき場合
 - ② 審判前の保全処分としての子の引渡請求をする場合
 - ③ 人身保護請求をする場合
 - ④ その他の請求の場合

第3章 財産分与に関するチェック事項

- 総論
 - 財産分与に関するヒアリングシート DL
 - 財産分与に関するチェック事項一覧
 - 財産分与に関するチェック事項の解説
- Check 1 財産分与請求権存否に関するチェック
- ① 離婚が先行している場合
 - ② 財産分与契約を締結している場合
- Check 2 財産分与の要素に関するチェック
- ① 清算的財産分与がある場合
 - ② 扶養的財産分与がある場合
 - ③ 慰謝料的財産分与がある場合
- Check 3 清算的財産分与の対象たる財産の範囲に関するチェック
- ① 基準時を確認する場合
 - ② 特有財産を確認する場合
 - ③ 第三者名義財産・事業用財産を確認する場合
- Check 4 清算的財産分与における清算割合に関するチェック
- ① 清算的財産分与における清算割合
- Check 5 不動産に関するチェック
- ① 自宅を所有している場合
 - ② 収益不動産がある場合
 - ③ 借地権がある場合
- Check 6 預貯金等に関するチェック
- ① 夫婦いずれかの名義の預貯金がある場合
 - ② 子の名義の預貯金がある場合
- Check 7 保険契約・保険金に関するチェック
- ① 保険契約を締結している場合
 - ② 保険事故に基づく保険金がある場合
- Check 8 退職金等に関するチェック
- ① 既払の退職金がある場合
 - ② 将来退職金受領が見込める場合
 - ③ 企業年金の場合
- Check 9 債務に関するチェック
- ① 夫婦いずれかの名義で債務がある場合

- Check 10 その他の資産等に関するチェック
- ① 有価証券(株式・投資信託等)がある場合
 - ② ゴルフ会員権・リゾート会員権がある場合
 - ③ 車両がある場合
 - ④ 海外に資産がある場合
 - ⑤ 美術品がある場合
 - ⑥ その他動産がある場合
 - ⑦ 未払婚姻費用がある場合
 - ⑧ 相手名義の実質的共有財産の持ち出しがある場合
- Check 11 財産分与の方法に関するチェック
- ① 金銭の支払による場合
 - ② 現物の分与による場合
- Check 12 保全処分の要否に関するチェック
- ① 保全処分の申立てを検討すべき場合

第4章 離婚時年金分割に関するチェック事項

- 総論
 - 離婚時年金分割に関するヒアリングシート DL
 - 離婚時年金分割に関するチェック事項一覧
 - 離婚時年金分割に関するチェック事項の解説
- Check 1 年金の加入状況に関するチェック
- ① 国民年金の場合
 - ② 厚生年金の場合
- Check 2 年金分割の種類に関するチェック
- ① 合意分割の場合
 - ② 3号分割の場合
- Check 3 合意分割の場合の請求すべき按分割に関するチェック
- ① 合意ができていない場合
 - ② 合意ができていない場合

第5章 慰謝料に関するチェック事項

- 総論
 - 慰謝料に関するヒアリングシート DL
 - 慰謝料に関するチェック事項一覧
 - 慰謝料に関するチェック事項の解説
- Check 1 離婚時に請求する慰謝料に関するチェック
- ① 離婚に伴う慰謝料として請求する場合
 - ② 個別の不法行為による慰謝料として請求する場合
- Check 2 慰謝料発生原因事実関係に関するチェック
- ① 不貞行為がある場合
 - ② 悪意の遺棄がある場合
 - ③ 暴力行為がある場合
 - ④ その他の有責行為がある場合
- Check 3 慰謝料が認められない可能性がある要素に関するチェック
- ① 双方に有責性がある場合
 - ② 有責行為と婚姻関係の破綻との間に因果関係が認められない場合

- ③ 損害の填補が認められる場合
 - ④ 消滅時効が問題になる場合
 - ⑤ 不貞行為特有の争点の問題になる場合
- Check 4 請求金額に関するチェック
- ① 不貞行為がある場合
 - ② 悪意の遺棄がある場合
 - ③ 暴力行為がある場合
 - ④ その他の有責行為がある場合
- Check 5 保全処分の要否に関するチェック
- ① 保全処分の申立てを検討すべき場合

第6章 婚姻費用に関するチェック事項

- 総論
 - 婚姻費用に関するヒアリングシート DL
 - 婚姻費用に関するチェック事項一覧
 - 婚姻費用に関するチェック事項の解説
- Check 1 夫婦の収入等生活状況に関するチェック
- ① 給与所得者・会社役員の場合
 - ② 自営業者の場合
 - ③ 年金・失業保険受給中の場合
 - ④ 生活保護受給中の場合
 - ⑤ 稼働していない場合
 - ⑥ 標準算定表を超える収入のある場合
 - ⑦ 収入不明の場合
- Check 2 子の生活状況・監護状況等に関するチェック
- ① 子がいる場合
- Check 3 特別な事情等に関するチェック
- ① 住宅ローン等がある場合
 - ② 住宅ローン以外の債務がある場合
 - ③ 私立学校の学費等の教育費がかかっている場合
 - ④ その他の特別な事情がある場合
- Check 4 婚姻費用分担義務の始期に関するチェック
- ① 婚姻費用分担義務のある場合
- Check 5 有責配偶者に関するチェック
- ① 夫婦に子がいない場合
 - ② 夫婦に子がいる場合
- Check 6 保全処分の要否に関するチェック
- ① 保全処分の申立てを検討すべき場合
- Check 7 婚姻費用の取立てが必要な場合のチェック
- ① 履行勧告・履行命令
 - ② 強制執行

第7章 養育費・扶養料に関するチェック事項

- 総論
 - 養育費・扶養料に関するヒアリングシート DL
 - 養育費・扶養料に関するチェック事項一覧
 - 養育費・扶養料に関するチェック事項の解説
- Check 1 父母の収入等生活状況に関するチェック

- Check 2 離婚後に予想される子の生活状況・監護状況等に関するチェック
- ① 標準算定表が予定していない家族構成の場合
 - ② 離婚後に子の生活状況・監護状況等が変わる場合
- Check 3 特別な事情等に関するチェック
- ① 私立学校の学費等の教育費がかかっている場合
 - ② その他の特別な事情がある場合
- Check 4 養育費支払義務の終期等に関するチェック
- ① 20歳までとする場合(18歳までとする場合も含む)
 - ② 20歳までとはしない場合
 - ③ 子自身が親に扶養料として請求すべき場合

第8章 面会交流に関するチェック事項

- 総論
 - 面会交流に関するヒアリングシート DL
 - 面会交流に関するチェック事項一覧
 - 面会交流に関するチェック事項の解説
- Check 1 子の現状に関するチェック
- ① 子が低年齢の場合
 - ② 子が15歳以上の場合
- Check 2 面会交流を希望する当事者に関するチェック
- ① 非監護親の場合
 - ② 子の場合
 - ③ 祖父母等親以外の親族の場合
- Check 3 面会交流を実施するに当たっての課題の有無に関するチェック
- ① 非監護親による子の虐待のおそれがある場合
 - ② 非監護親による子の連れ去りのおそれがある場合
 - ③ 非監護親による監護親に対するDVがある場合
 - ④ 婚姻費用・養育費の不払がある場合
 - ⑤ 子が面会交流に消極的な場合
 - ⑥ 協議等で決められた合意事項に関する非監護親の不遵守がある場合
- Check 4 面会交流の方法・具体的内容に関するチェック
- ① 直接的な交流の場合
 - ② 間接的な交流の場合
- Check 5 面会交流の不履行がある場合のチェック
- ① 履行勧告
 - ② 強制執行
 - ③ 慰謝料請求

ヒアリングシートのダウンロードについて

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.3)51001681

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。